

## 登録制度見直しに伴う博物館定義等の再考について

WG 座長 浜田弘明

### 1 博物館関連団体のヒアリングを受けて

- ・今回、書面のみのもも含め、13団体のヒアリングを受け、改めて博物館の多様性を認識することができた。
- ・各館が取り扱う資料は、実物・標本のみならず、生体から観測資料まで多岐にわたるが、資料を収集し、保存し、調査研究し、人々に公開し、教育を行うという点においては、すべての館種に共通していることを確認した。
- ・各館とも、それぞれ立派に博物館活動をしていながら、登録博物館ではないことから、自らは博物館ではないと考える施設もあるように感じられた。それは、現行の博物館法が、登録博物館を前提としたものになっていることが関係していると思われる。
- ・博物館専門職の考え方や営利・非営利の考え方についても、館種によって異なることも改めて確認できた。
- ・新たな登録制度を考える上で、博物館法が対象とする博物館の範囲や機能、つまり、博物館の定義についての再考が求められている。合わせて、博物館全体の質的向上（博物館の底上げ・盛り立て）を図るためには、各種のインセンティブとセットの形で新たな登録（認証）制度を検討することが必要であると感じた。

### 2 なぜ博物館法の見直しが必要なのか

#### (1) 博物館法の役割の再考

- ・戦後、博物館に関する法律が整備され、紐づけされた税制優遇・補助金制度などが後押しとなり、日本の博物館数は飛躍的に増加した。法制定当時（1951年）、200館余りに過ぎなかった博物館数は、統計上の類似施設を含めると現在（2018年）は、図書館数を大きく超える5,738館を数え、国民に身近な施設となっている。
- ・図書館法と異なり博物館法では、私立館の存在から、遊園地化や営利化を防ぐために登録制度が導入され、実質的には「登録博物館法」として機能してきた。博物館の水準を維持するために設けられた登録制度は、一定の役割を果たしてきたと言える。
- ・博物館は、教育基本法の理念に基づき、社会における幅の広い学びを担い、人々の知的好奇心を刺激し、社会教育の強力な担い手として機能してきた。今後は、さらに博

博物館資料と密接にかかわる文化財保護法、博物館振興策とかかわりの深い文化芸術基本法との関係性も考慮しつつ、博物館の社会的意義や使命を考える必要がある。

## (2) 博物館建設の時代から博物館淘汰の時代の中で

- ・法制定以来 70 年で、博物館数は 200 館余りに過ぎなかった博物館数は 5,738 館を数えるに至ったものの、21 世紀を迎え、平成の大合併や経済不況などのあおりを受け、博物館は、建設・拡大の時代から淘汰・縮小の時代へと変化している。
- ・博物館数の増加と多様化が進む中で、登録制度は形骸化し、登録率は 16% (914 館) に過ぎず、当初の目的が達成されているとは言えない。また、文化財保護法との関係性から、国立博物館が登録博物館から除外されてきたことは、博物館政策や国民の博物館理解に不整合を生んでいる。国民的視点から見て、国立博物館が登録博物館となれないことは、不自然極まりないといえる。
- ・1955 年の法改正で、法から除外されていた国立博物館を相当施設と位置付けたことは法の意義を高めたと思われるが、博物館を登録館と相当館に複層化してしまったことは否めない。この時に定められた、相当施設の適用を受ける館も 6%あまり (372 館) に過ぎず、登録制度を後押しているとは言い難い。
- ・結果的に、博物館法の適用を受けない博物館が 78% (4,452 館) 近くに達しており、今後、真の博物館の「底上げ」や「盛り立て」を推進して行くためには、法律上の博物館の概念を再検討する必要が生じている。

## (3) 展示観覧施設から市民の拠り所となる博物館時代の中で

- ・博物館法が制定された 1950 年代は、博物館と言えば、国民的には敷居の高い展示観覧施設というのが実態であった。定義の「展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供」するという表現も、それを示すものと言えよう。国語辞典の『広辞苑』の解説も、まさにそのようなようになっていて、今日の博物館の実態から乖離していると言わざるを得ない。
- ・一例ではあるが、1976 年に開館した平塚市博物館（神奈川県）は、その概念を大きく変えるものであった。1970 年代後半以降は、展示を主体とする博物館づくりから、市民活動を主体とする博物館づくりへと転換が図られ、この考え方は「地域博物館」として定着し、その後の市町村が設置する博物館のモデルとなっている。
- ・現行定義で博物館は、「(一般公衆の) 教養、調査研究、レクリエーション等の資するために必要な事業を行」う施設であるとしているが、今日の地域博物館は、地域住民 (市民) 自らが学ぶ拠点、地域文化の発信拠点として機能し、「一般公衆」に支えられる形で活動が成り立っており、もはやこの定義に収まりきらないものとなっている。
- ・今日、多くの「地域博物館」では、市民を主体とした博物館活動が推進され、地域課題解

決の場、地域文化活動のハブとして機能している。今日の博物館は、単に市民（国民）向けの事業を行う施設という枠を超え、地域の文化的拠点となっていることを再認識する必要がある。

- ・地域や社会の文化的拠点としての博物館の役割は、文化芸術基本法に基づく国内の文化政策のみならず、ICOM や UNESCO 等における国際的な議論においても主流化しつつあり、未来志向の博物館の役割を果たすためにも、現行法による博物館の規定は限定的かつ不十分である。

#### (4) 学芸員と市民との関係性の中で

- ・博物館が市民（国民）とともに活動していく上で中核となるのは、専門職の学芸員である。博物館が、法の目的に掲げる「国民の教育、学術及び文化の発展に寄与する」ためには、学芸員の存在は欠くことが出来ないが、現行法において、登録博物館以外では、学芸員有資格者が学芸業務に従事しているに過ぎないという法と学芸員制度との乖離がある。
- ・博物館が、市民が抱える地域の諸課題を解決する場となるためには、学芸員の調査研究は資料の枠を超え、その背景となっている「地域性」や「テーマ性」の視点を欠くことができなくなっている。博物館の事業に掲げる、学芸員の調査研究の範囲を「博物館資料に関する」ものに限定していることは、もはや時代遅れと言わざるを得ない。
- ・学芸員がつかさどる専門的事項に、「展示」以外の「教育」活動が明示されていないことも、今日的博物館から乖離していると言わざるを得ない。

### 3 これまでの論議から見直すべき内容

#### (1) 登録制度の見直しに伴う改正部分

- ・これまでの審議から、現行法にある第5章（第29条）の相当施設制度は廃止し、第2章の新たな登録制度の中で、国立博物館等の位置づけの見直しを図ることになる。それに伴い、第2条（定義）並びに第3章、第4章の公立博物館、私立博物館という区分についても見直しが必要となってくる。
- ・登録制度の見直しに当たり、新たに国立博物館の章を設けるか、あるいは指定管理者制度等導入の現状を踏まえ、従来の設置者区分ではなく運営者等による区分もあり得る。
- ・審議経過報告で述べた5つの「博物館に求められる役割」に加え、国民的に博物館への認識や関心を高めてもらうために、市民社会における博物館の存在意義や、博物館活動への市民参画、市民との共同などに関する内容を、前文を設けて表現するか、第1条の目的の中に示して行くことも必要である。
- ・また、各関連団体から意見や ICOM の新たな定義付けを受け、対象資料、設置者、登録

の表記など、第2条の定義についての見直しも必要となる。

## (2) 見直しの方向性

- ・ 以上の見直し点によれば、第1章から第5章までのすべての章にわたっているため、この際に、博物館法全体を見直すこと必要である。
- ・ 今回は登録制度の見直しに中心が置かれ、中期的に学芸員制度の見直しが検討されることとなるため、今回は、「第一次答申」して報告することが今後の審議に続く。
- ・ 館種別団体のヒアリングに加え、地域別博物館関係団体の意見も聞いた上で、登録（認証）の具体的方策やネットワーク形成について検討することが望ましい。また、博物館の運営状況や学芸員の任用形態等の実態について、全国的な悉皆的調査を実施する必要がある。

## (3) 法律上の博物館の範囲の再考と課題

- ・ 国立博物館、国・地方独立行政法人博物館、大学博物館等の対象化と、私立博物館設置者（一般財団法人・一般財団法人・宗教法人）限定の見直し。
  - ただし、国際的に非営利が原則の中で、公益性をどのように考えるかは要検討。
- ・ 法律上の博物館は、「登録を受けたもの」だけで果たして良いのか。
  - 博物館の定義、事業に照らして、博物館かどうかを判断する形もあり得る。  
また、図書館法には第29条に「図書館同種施設」、社会教育法には第42条に「公民館類似施設」という表記もある。
- ・ 定義に記載されている資料分野「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料」からこぼれるものをどうするか。
  - 「人文科学、社会科学、自然科学、技術・工学、芸術・文学等に関する資料」あるいは、ICOM（国際博物館会議）定義にある「有形、無形の人類の遺産とその環境」という包括的表記も一方策。
- ・ 「資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、合わせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」という定義付けの再考。
  - 「資料の収集、保管、展示・教育、調査・研究を行う機関」と簡略化、または、「自然科学」「育成」で表現される動物園・水族館・植物園を明確にとの意見もある。
- ・ 「博物館資料」に限定されることのない、幅広い調査研究活動の保証や、教育機関でありながら、「展示」以外の「教育」活動の明示がないことの改善も求められる。

以上